

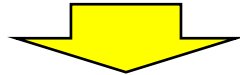
消防法令適合通知書の申請から交付までの流れ

1 事前確認

神奈川県鎌倉保健福祉事務所環境衛生課（電話番号：Tel 0467-24-3900）に事前相談を行い、住宅宿泊事業法に基づく民泊（以下、民泊という。）の形態（家主同居型または家主不在型）や、民泊として使用する部分の床面積について確認してください。

※民泊において消防法令上求められる対応等に係るリーフレット「民泊を始めるにあたって」を一読ください。

URL：<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/post20.html>



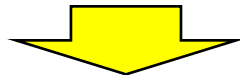
2 相談日時の予約

※担当が不在としている場合がございますので、ご予約をお願いしております。

担当：逗子市消防本部 消防予防課 予防係

連絡先：046-871-4326

相談対応日時：月～金（祝祭日を除く）9時～16時（12時～13時除く）



3 相談

相談窓口：逗子市桜山2丁目3番31号

逗子市消防本部庁舎3階 消防予防課 予防係

相談の際にご用意いただきたいもの

- ・民泊として使用する建物の建築図面一式
（案内図、配置図、平面図、立面図など、ご用意できる範囲で構いません。）

消防からの質問例

- ・民泊の形態は「家主同居型」または「家主不在型」ですか？
- ・宿泊室の床面積の合計は何㎡ですか？
- ・民泊で使用する部分の床面積の合計は何㎡ですか？



4 用途判定

相談者から伺った民泊の形態や建物の形状に基づいて、消防法令の基準に照らし合わせた用途判定を行います。具体的には、「住宅、長屋」か「宿泊所等」のいずれかに分類します。



5 申請、届出、検査等

用途判定の結果により必要となる手続き等が異なります。

- ・「住宅、長屋等」と判定された場合

消防法令上、住宅等として扱いますので、新たに消防用設備等を設置する必要はありません。
住宅用火災警報器の設置状況に問題がなければ次の書類を提出してください。

【防火対象物使用開始届】

【消防法令適合通知交付申請書】

※消防法令適合通知書交付申請書及び防火対象物使用開始届の様式は、逗子市消防本部HP、各種申請・届出様式、「No.2」、「No.33」からダウンロードできます。

URL : <https://www.city.zushi.kanagawa.jp/kurashi/bosai/1001751/1007793.html#group1>



・「宿泊所等」と判定された場合

消防用設備の設置やカーテン、じゅうたんなどの防災物品の使用が義務とされており、各種届出が必要です。
必要な消防用設備や各種届出の詳細については、相談時にご説明いたします。



6 消防法令適合通知書交付

提出書類を確認させていただき、書類不備等なければ現地にて検査となります。検査の結果、消防法令への適合状況に問題がなければ、消防法令適合通知書の交付となります。

逗子市消防本部消防予防課 予防係

Tel : 046-871-4326

Fax : 046-872-4330

Email : yobou@city.zushi.lg.jp